

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十四号）新旧対照表

改 正 後

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第三条から第三条の三まで、第四条の三の二、第八条から第八條の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十八条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の二の三、第四十一条の三の四、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二の二及び第四十二条の三の規定

二 七 省 略

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省 略

三 措置法第五十五条（第三項から第五項まで、第十一項、第十二項、第十四項から第十六項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十二項から第二十四項までを除く。）、第五十六条（第二項から第四項までを除く。）、第五十七条の四（第二項から第四項までを除く。）、第五十七条の五（第六項から第九項まで及び第十四項から第十六項までを除く。）、第五十七条の六（第三項から第六項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第五十七条の七（第四項から第六項まで、第九項及

改 正 前

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 同 上

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第三条から第三条の三まで、第四条の三の二、第八条から第八條の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十八条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の二の三、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二の二及び第四十二条の三の規定

二 七 同 上

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 同 上

一・二 同 上

三 措置法第五十五条（第三項から第五項まで、第十一項、第十二項、第十四項から第十六項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十二項から第二十四項までを除く。）、第五十六条（第二項から第四項までを除く。）、第五十七条の四（第三項から第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）、第五十七条の五（第二項から第四項までを除く。）、第五十七条の六（第六項から第九項まで及び第十四項から第十六項までを除く。）、第五十七条の七（第三項から第六項ま

び第十項を除く。）、第五十七條の七の二（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）及び第五十七條の八（第三項から第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定

四〇十一 省 略

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条第一号の改正規定 令和六年六月一日
- 二 次項の規定 令和七年四月一日

（経過措置）

2 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和七年四月一日以後に終了する事業年度において所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第四十八条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十五条第三項又は第四十六条の規定（以下「旧規定」という。）の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、改正法附則第四十八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、旧規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

で、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第五十七條の七（第四項から第六項まで、第九項及び第十項を除く。）、第五十七條の七の二（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）及び第五十七條の八（第三項から第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定

四〇十一 同 上